

第 6506 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 24日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 家賃支援給付金

Q : 家賃支援給付金の申請が始まっているようですが、どのような内容になっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

政府は、新型コロナウイルスの影響により売上の減少に直面している事業者の事業継続を下支えするため、家賃支援給付金制度を導入しました。概要は、次のとおりです。

① 支給対象

次のすべてを満たす事業者です。

イ. 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 (医療法人や農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も対象になります)

ロ. 5月から12月の売上高について

1ヵ月で前年同月比▲50%以上又は連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上であること

ハ. 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

② 支給額

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

③ 算定方法

申請時の直近1ヶ月における支払賃料 (月額) に基づいて算定した給付額 (月額) の6倍

④ 申請期間

令和2年7月14日から令和3年1月15日



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】